

「省エネルギー促進総合支援事業」

省エネルギー設備導入計画等作成支援事業

「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入を前提とした設計、導入可能性調査に対して、予算の範囲内で補助するものです。

◆ 対象となる方

① 道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）

② ①を含む複数事業者による共同体（以下「コンソーシアム」という。）

※コンソーシアムを構成するに当たっては、「コンソーシアム協定書」の締結が必要です。

◆ 対象事業

産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギー設備の導入を前提とした設計、導入可能性調査を行う事業であって、かつ、次のいずれにも該当している事業。

- ・複数の事業者や団体が街区等の道内のエリアを対象に面的に取り組む事業、あるいは、サプライチェーンを構成する複数の事業者によって行う事業であること。
- ・省エネルギー効果を客観的に示すことができる事業であること。
- ・事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業であること。
- ・他の道事業に採択されたことがない事業であること。
- ・補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を行うものであること。
- ・エネルギー消費量について、設備導入前と比較して、年率 20%以上の削減効果が見込まれる事業であること。

◆ 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	補助率	上限額
報償費、旅費、原材料費、備品購入費、使用料及び賃借料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、委託料、その他知事が特に必要と認めた経費	1/2 以内	100万円

◆ 申請等

- ・申請に当たっては、令和4年（2022年）7月29日（金）17：00までに、北海道経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室に事業計画書を提出してください。
- ・有識者会議による意見聴取を実施し、事業計画の認定の可否を決定します。

◆ ホームページ URL

- ・交付要綱、公募案内、事業計画書など、以下ホームページからダウンロードしてください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/107863.html>



【お問い合わせ先】

北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課
省エネ・新エネ促進室 新エネルギー係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL (011) 204-5319

産業部門の例

◆省エネルギーの取組例

- ・熱回収装置
- ・ボイラー、配管断熱
- ・設備制御方式の見直し
- ・高効率設備導入
- ・油圧操作油取替 など



複数の事業者が

協働で

- Ex.
- ・機械器具製造業
 - ・設備工事業
 - ・施設管理業

- Ex.
- 複数の産業施設
(工場)を対象
に省エネの取組
を実施



上図に係る調査及び設計を支援対象とします。

業務部門の例

◆省エネルギーの取組例

- ・太陽熱給湯設備導入
- ・太陽光発電設備導入
- ・BEMS導入
- ・外皮性能向上
- ・外気負荷削減
- ・高効率照明導入
- ・高効率熱源(地下熱源)利用
- ・高効率ボイラー導入
- ・熱供給管路断熱 など



複数の事業者が

協働で

- Ex.
- ・機械器具製造業
 - ・設備工事業
 - ・ビル管理業

- EX.
- 複数の商業施設
(店舗)を対象
に省エネの取組
を実施



上図に係る調査及び設計を支援対象とします。

家庭部門の例

◆省エネルギーの取組例

- ・太陽光発電設備導入
- ・蓄電池、充放電設備導入
- ・燃料電池導入
など



複数の事業者が

協働で

- Ex.
- ・機械器具製造業
 - ・設備工事業
 - ・建築工事業

- EX.
- 道内のエリアを
対象に省エネの
取組を実施



※個別の家庭への設備導入は補助対象外となります。

上図に係る調査及び設計を支援対象とします。

運輸部門の例

◆省エネルギーの取組例

- ・輸送管理システム導入
- ・高効率冷凍機導入
- ・荷上げ、荷下ろしの省力化
- ・電動フォークリフト導入
など



複数の事業者が

協働で

- Ex.
- ・運輸業
 - ・卸売業
 - ・小売業

- Ex.
- サプライチェーン
(流通システム等)
を対象に省エネの
取組を実施

上図に係る調査及び設計を支援対象とします。